

議案第六号

港区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

港区保健衛生事務手数料条例（平成十二年港区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表十五の項中「第四条第三項」を「第四条第二項」に改め、同表十六の項中「第四条第四項」を「第四条第三項」に改める。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（説 明）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第六十六号）の施行による毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。